資料 1

議題２　　千葉市都市農業の振興に関する方針について

2015 年に施行された「都市農業振興基本法」に基づき、本市においても都市農業の発展を振興するため、昨年度より、『都市農業振興計画（地方計画）』の今年度中の策定に向けて、部内の検討組織や農政推進協議会 専門委員会の開催などを行い、検討を進めてきました。

しかしながら、2018 年 4 月に開催された、九都県市首脳会議において『都市農業振興への取組』についての提案があり、今後一年間に渡り、協議・検討を進めることとなったため、検討の進捗を勘案する必要性が出てきました。

そこで、今年度中の計画としての策定は見送り、再来年に上位計画である『農業基本計画』に一本化するまでの期間、都市農業振興に関する取組を、方針として定めることとしました。

本方針に関する意見聴取をお願いするものです。

千葉市都市農業の振興に関する方針について

1　千葉市都市農業振興計画　検討の背景

２０１５年に施行された「都市農業振興基本法」に基づき、国が策定した「都市農業振興基本計画」では、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけ、必要な施策の方向性を示している。

※都市農業振興基本法（2015年４月）≪地方公共団体の責務等≫

- 地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する
- 地方公共団体は、地方計画を定めるよう努めること

2　農政部が所管する各計画の位置付け

（1）千葉市農業基本計画

「千葉市新基本計画」を踏まえ、本市農業振興を総合的かつ計画的に推進する指針

（2）千葉市農業推進行動計画

農業基本計画を着実に推進するために具体的な施策を掲げるもの

（3）千葉市都市農業振興計画

都市農業振興基本法　第１０条に基づき定めるもの

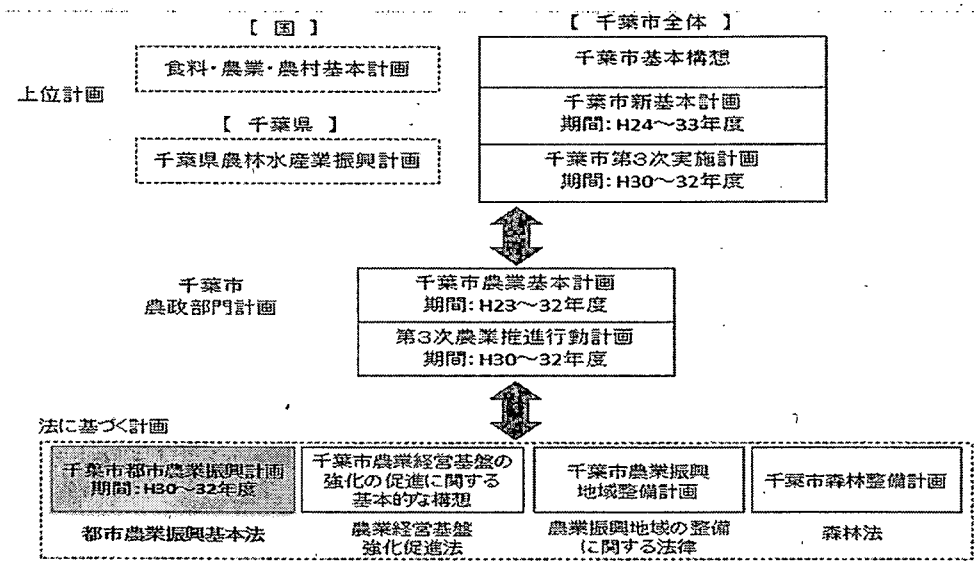

3　計画の策定体制

（1）部内ワーキング会議（農政部内、関係各班主査で構成）

・本計画に位置付ける施策や事業を検討し、計画（案）を作成。

・2017年度　３回開催（４月、10月、２月）。他、随時メール会議等、意見交換を実施。

（2）課長会議（農政部内の各課長　４名で構成）

・計画（案）について検討を行い、部内ワーキンググループに対して適宜修正等を指示。

・2017年度　２回開催（５月、10月）

（3）農政推進協議会（農業関係団体の代表等、１３名で構成）

・ワーキンググループ会議および課長会議において検討した、策定方針などにつき審議・了承

・2017年度　２回開催（７月、11月）

（4）農政推進協議会専門委員会（学識経験者２名、農業委員・農地利用最適化推進委員各１名）

・部内ワーキンググループ等で検討した施策案、事業案、計画案について、的確な意見・助言

・2017年度　３月開催　（⇒結果は次項目）

４．策定に向けた検討状況

（１）農政推進協議会　専門委員会（2018 年 3 月 20 日開催）計画（案）に対する主な意見

①施策数について

・施策数が多すぎ、何がやりたいのか見えにくい。もっと取捨選択・集中すべき。

・農業推進行動計画に記載のあるものは省くなど、精査してはどうか。

②エリア別の視点について

・計画の定義としては、千葉市全ての農業を対象とし、その中から重点的に取り組む事業の記載をしているが、エリア別の視点を入れ込むべきでないか。

・地域ごとの細かい状況把握の調査、分析・施策展開が難しいようであれば、「第４章」に、エリア別の地域特性に応じた施策の検討、という項目を加えるべきではないか。

⇒2018 年 4 月より、専門委員会意見に基づく計画修正検討を開始

2018 年 4 月　九都県市首脳会議※において『都市農業振興への取組』提案あり（埼玉県）

第 73 回九都県市首脳会議（2018 年 4 月 25 日）開催

埼玉県より『都市農業の振興に向け、九都県市が一体となって、都市農地の保全と都市農業の振興を効果的に進める方策を検討し、取組むこと』についての首脳提案有り。

≪意見交換　合意事項≫

都市農地は都市にとって重要な役割を果たすことが期待されているため、その保全と都市農業の振興を効果的に進める必要がある。そこで、都市部の農業者が営農を継続するための支援や地域住民の理解を促進する方策について、首都圏連合協議会において検討する。

⇒今後１年間に渡り、九都県市各自治体の担当者を選出し、協議・検討を進めることになった。

※九都県市首脳会議（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成される、広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議）

５．今後の動き、方向性

当初予定

- 2018 年 7 月『千葉市都市農業振興計画』を策定、公表（農政推進協議会　承認後）
- 2020 年　　『千葉市農業基本計画』に都市農業振興の視点も含め、両計画を一本化し公表

○今後１年間に渡り実施される、首都圏連合協議会での検討の進捗、内容を勘案する必要性あり。

・エリア別視点を計画に入れ込むため、さらなる地域ごとの状況の把握、分析が必要

・2018 年度策定『第 3 次千葉市農業行動計画』の事業との重複記載を整理する必要。

変更後予定

- 2018 年度『都市農業振興計画』は「計画」としては策定・公表を見送る。

  ※ 検討してきた計画・施策（案）に関しては、『第 3 次農業推進行動計画』（2018～2020 年）と同様の位置づけとして、農政部の「方針」として定め、引き続き検討・調査を進めるとともに、可能なところから実施・推進していくこととする。

- 2020 年　『千葉市農業基本計画』に都市農業振興の視点も含め「都市農業振興基本計画（地方計画）」を兼ねる形で策定・公表とする。

千葉市都市農業の振興に関する方針
（2018～2020 年度）

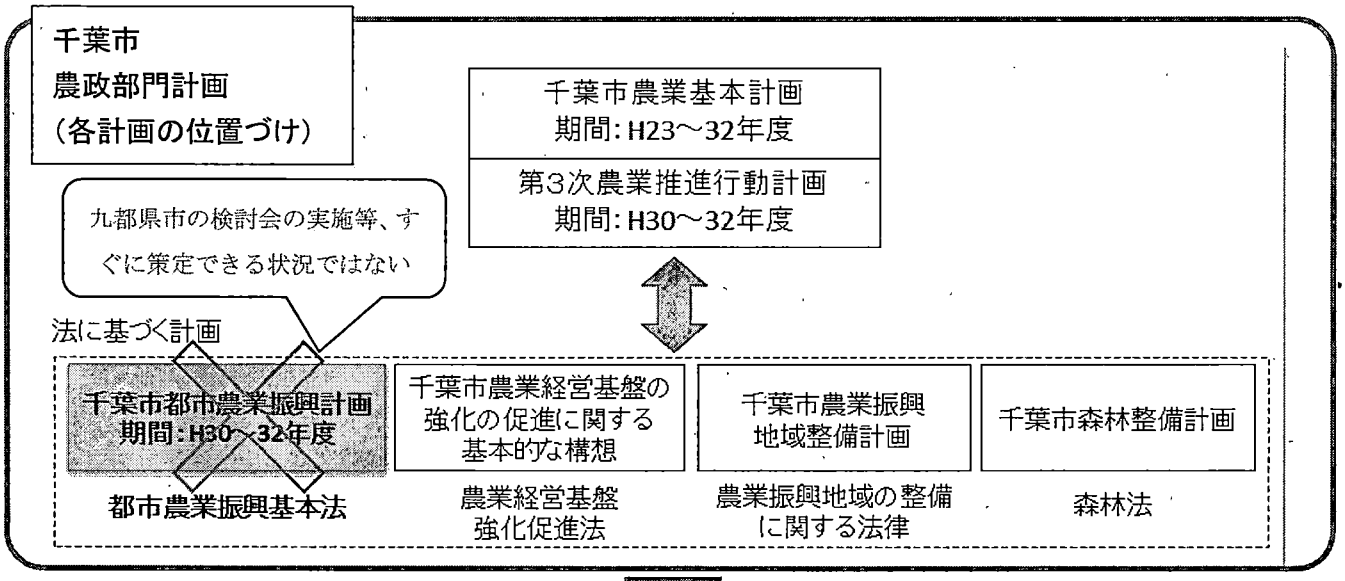

・各計画の策定スケジュール

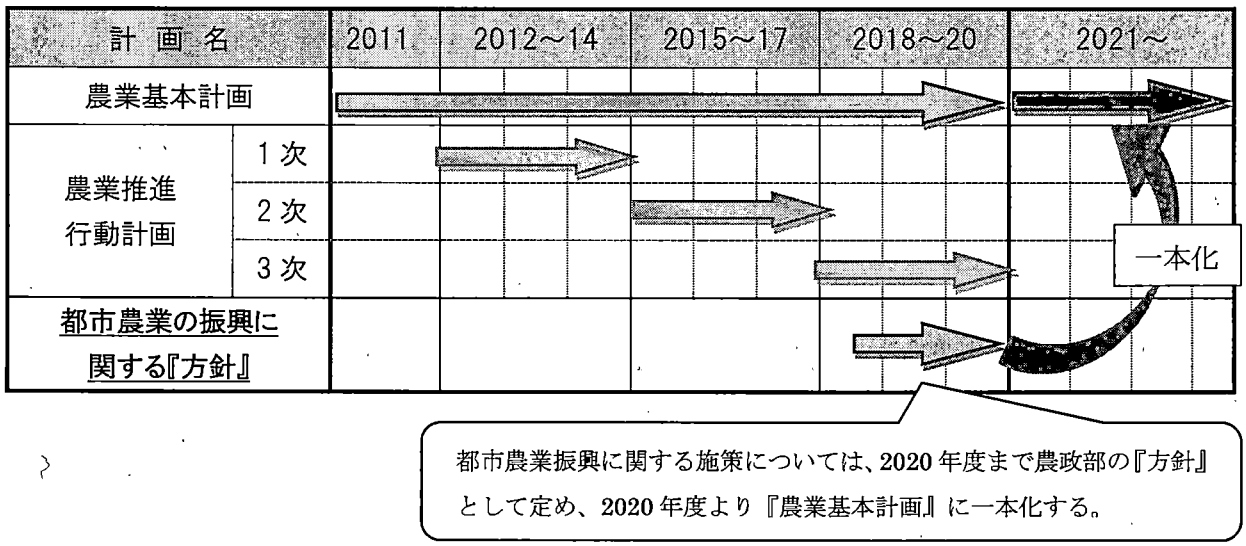

都市農業の振興に関し、『千葉市第 3 次農業推進行動計画』（2018～2020 年）と同様の位置づけとして、農政部の共通認識を図るため、方針を定める。

千葉市　経済農政局　農政部

２０１８年７月

１．都市農業の振興に関する『方針』の策定背景

１　都市農業振興計画（地方計画）　検討

２０１５年に施行された「都市農業振興基本法」に基づき、国が策定した「都市農業振興基本計画」では、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけ、必要な施策の方向性を示している。

※都市農業振興基本法（2015年４月）≪地方公共団体の責務等≫
- 地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する
- 地方公共団体は、地方計画を定めるよう努めること

２　農政部が所管する各計画の位置付け

（１）千葉市農業基本計画
「千葉市新基本計画」を踏まえ、本市農業振興を総合的かつ計画的に推進する指針

（２）千葉市農業推進行動計画
農業基本計画を着実に推進するために具体的な施策を掲げるもの

（３）千葉市都市農業振興計画
都市農業振興基本法　第１０条に基づき定めるもの

３　都市農業振興計画（地方計画）の検討体制（2017年度　検討開始）

（１）部内ワーキング会議（農政部内、関係各班主査で構成）
（２）課長会議（農政部内の各課長　４名で構成）
（３）農政推進協議会（農業関係団体の代表等、１３名で構成）
（４）農政推進協議会専門委員会（学識経験者２名、農業委員・農地利用最適化推進委員各１名）

４　九都県市首脳会議における提案・合意（2018年４月開催）

（１）　都市農業振興への取組について提案（埼玉県）
（２）　都市部の農業者が営農を継続するための支援や地域住民の理解を促進する方策について、首都圏連合協議会において検討する。
（３）　今後１年間に渡り、九都県市各自治体の担当者を選出し、協議・検討を進める

５　今後の予定

当初予定

- 2018年７月『千葉市都市農業振興計画』を策定、公表（農政推進協議会　承認後）
- 2020年　　『千葉市農業基本計画』に都市農業振興の視点も含め、両計画を一本化し公表

○今後１年間に渡り実施される、首都圏連合協議会での検討の進捗、内容を勘案する必要性あり。

変更後予定

- 2018年度『都市農業振興計画』の「計画」としての策定・公表を見送り。
- 2020年　『千葉市農業基本計画』に都市農業振興の視点も含め「都市農業振興基本計画（地方計画）」を兼ねる形で策定・公表とする。

※検討してきた計画・施策（案）に関して、農政部の**『方針』**として引き続き検討・調査を進め、2020年までは、可能なところから実施・推進していくこととする。

2．都市農業振興の課題と施策、主要事業

➢ 課題１　都市農地の保全と有効利用

施策１　生産緑地地区の適正管理		
番号	主要事業	取組内容
1	生産緑地地区の適正管理	生産緑地地区の農地を適正に管理・保全するために、管理状況調査を実施し、助言等を行います。また、指定の面積要件について、引下げが必要か都市計画課とともに検討します。生産緑地地区の農地の貸借についても、農業委員会とともに必要な支援を行います。

➢ 課題２　多様な担い手の確保・育成

施策２　都市農地の担い手の確保・育成		
番号	主要事業	取組内容
2	都市農地に合った参入条件の整備	多様な担い手が就農可能な都市農地の参入条件の緩和を検討します。
3	都市農地における多様な担い手の参入支援	都市農地の多様な担い手を確保・育成するため、農業技術・経営方法等を学ぶ研修や営農指導を行います。また、就農初期の定着を支援するため、国の農業次世代人材投資資金を交付するほか、就農初期の農地の再生整備に要する経費に対し、助成します。 ①広域的な PR による都市農地の多様な担い手の確保 ②新規就農希望者研修 ③新規就農地再生支援事業 ④農業次世代人材投資資金の交付

➢ 課題３　生産振興

施策３　生産性の向上		
番号	主要事業	取組内容
4	農政センターの技術指導力の強化	農業経営の多角化や新しい栽培技術の導入により、複雑化する生産現場での課題を速やかに解決するため、アドバイザーを配置し技術指導力を高めます。
5	農業経営体の育成	高収益かつ集約的な農業経営を行うために必要な機械や栽培施設の導入・整備に対し、経済的支援を行います。
6	土壌診断による施肥設計の作成支援	都市農業に特徴的な多種多様な作目、作型に応じた適正な施肥管理を行うため、土壌診断により過不足のない施肥設計を支援します。

施策４　農家所得の向上		
番号	主要事業	取組内容
7	６次産業化の推進	高付加価値化による農家所得向上を推進するため、６次産業化を目指す農業者に対し支援します。
8	マーケットイン志向生産者の支援	消費者ニーズを把握していくため、飲食・小売業者と生産者が交流する機会を創出するなど、市内産農産物の販路確立・拡大に向けた取組を支援します。

➢ 課題４　都市農業への理解の促進及び都市と農村の交流

施策５　地産地消の推進		
番号	主要事業	取組内容
９	「農育」の実施	市内農業や農産物、地産地消への関心・理解を得るため、消費者に対し、親子１日農家体験や出張授業などを行い、体験学習を通して、農業の難しさや楽しさを身に着け学ぶ“農育”を行います。

施策６　都市と農村の交流促進		
番号	主要事業	取組内容
１０	農業体験の参加・利用の促進	市民が気軽に農業に触れられる機会として、農業体験企画の実施や支援を行うとともに、観光農園・市民農園などの農業体験施設の PR や利用を促進します。
１１	農業体験サポーターの活用	本市の農業に愛着を持った市民を農業体験サポーターとして登録し、地産地消の推進や農業体験等の運営及び情報発信を行います。
１２	都市部での市民農園開設支援	都市部の農地の有効活用を図るとともに、農業体験できる機会を増やすため、生産緑地など都市部での市民農園の開設について支援します。

➢ 課題５　都市農地の多様な機能の発揮

施策７　都市農地の多様な機能の発揮		
番号	主要事業	取組内容
１３	防災機能の発揮に向けた取組み	都市農地のもつ防災機能を発揮するため、防災農地の効果や必要性について検討を進めていきます。
１４	農福連携に関する取組み	農業の多様な担い手を確保するとともに、障害者の社会参画機会を創出するという観点から、福祉作業所等が農業を行う、農福連携に対する支援を検討していきます。

➢ 課題６　都市計画との調和

施策８　都市計画との調和		
番号	主要事業	取組内容
１５	田園住居地域の設定に関する取組み	住居専用地域にある農地の保全と、生産緑地での農業施設建築を可能とする新たな用途地域、「田園住居地域」の必要性などについて、研究を進めていきます。

３．都市農業振興のために検討・留意すべき事項

（１）農地の貸し手と借り手を結び付ける仕組みの検討
（２）地域の特性に応じたニーズの調査、施策の検討
（３）田園住居地域制度、防災協力農地制度、農福連携への取り組みなどの検討
（４）庁内（都市計画課、防災対策課、障害福祉サービス課など）との連携・協議
（５）九都県市首脳会議の結果を踏まえた、首都圏連合協議会での検討内容の反映
（今後１年間に渡り、九都県市各自治体の担当者間での協議・検討を実施予定）
（６）次期『千葉市農業基本計画』（計画期間：2021 年～）に都市農業振興の視点を含めた形で検討・策定（「都市農業振興基本計画（地方計画）」を兼ねる形とする）